

令和6年度 第2回
松山市国民健康保険運営協議会
資料

令和7年1月16日

6 松(給年)第 240 号
令和 6 年 11 月 5 日

松山市国民健康保険運営協議会
会 長 田 中 洋 子 様

松山市長 野 志 克 仁



国民健康保険事業の健全化について(諮問)

このことについて、下記のとおり保険料を見直したいので、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険料の見直しについて

(1) 見直しの経緯

本市の国保会計は、被保険者数の減少等に伴い令和4年度から単年度収支が2年連続赤字となり、今後さらに悪化する見込みである。

また、愛媛県は、国の「保険料水準統一加速化プラン」に基づき、今年3月に改定した「愛媛県国民健康保険運営方針」において、令和15年度までに段階的に県内の保険料水準を統一する方針を示している。

これらの状況を踏まえ、本市でも、国保財政の健全性を確保するとともに、県内統一の保険料水準に移行するため、保険料の見直しを行う。

(2) 見直しの内容

- ① 国保財政の健全性を確保するため、歳出事業の積極的な見直しや収入増加に取り組むとともに、令和7年度から保険料の改定を行う。
- ② 標準保険料率との乖離が大きい均等割の見直しを優先的に行い、令和11年度までに標準保険料率に移行する。
- ③ 被保険者の負担をできる限り抑えるため、段階的に保険料を改定するとともに、改定額の平準化を図る。

(案)

令和7年1月16日

松山市長 野 志 克 仁 様

松山市国民健康保険運営協議会
会 長 田 中 洋 子

国民健康保険事業の健全化について(答申)

令和6年11月5日付け6松(給年)第240号にて貴職から諮問を受けた国民健康保険料の見直しについて、下記のとおり答申する。

記

1 国民健康保険料の見直しについて

- ① 本市国保の厳しい財政状況を改善するには、保険料収入などの歳入増加を図るとともに、保険給付費や県納付金等の法定経費を除く歳出事業を徹底的に見直すなど、収支改善の取組が不可欠である。一方、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などで年々加入者が減少し、保険料収入も大幅な減収となっており、今後も厳しい状況が続く見込みであるため、諮問のとおり保険料の見直しに早急に着手する必要がある。
- ② 県の「愛媛県国民健康保険運営方針」が令和6年3月に改訂され、県内各市町の保険料水準を統一する方針が示されている以上、本市の現行保険料との乖離状況を分析し、標準保険料率への移行を着実に進めるべきである。
- ③ 本市の保険料と標準保険料率には、均等割、平等割で大きな開きがあるため、改定による低所得者等への影響が懸念される。諮問のとおり保険料を見直すことはやむを得ないが、被保険者への影響に配慮し段階的な改定で改定額の平準化を図るなど、最大限の激変緩和措置を講じるよう強く求める。

2 附帯意見

- 保険料を財源とする市単独のはり・きゅう施術助成事業は、他の保険制度の実施状況などを踏まえると廃止すべきである。
また、医療費の適正化や保険料収納率の向上、国費・県費などの財源確保に一層努めること。
- 標準保険料率の急増時にも激変緩和を講じて改定額を調整し、令和11年度までの保険料で改定額の平準化を図ること。
- 保険料改定額の算定方法に基づき算出した各年度の保険料率について、内容を検証するため算定結果を本協議会に報告すること。
- 加入者が年々減少している現状を鑑み、国民健康保険制度を広く周知し、社会保険未加入者に対して国保加入を促すなど、積極的に適用適正化対策に取り組むこと。

